

第29回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年12月20日 開会
令和元年12月20日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年12月20日 第29回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時56分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	13番	小川博幸

2 欠席委員

12番 石森正浩

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 8 議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第 9 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 本日、議席番号12番、石森委員につきましては本日欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。ただ今の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第29回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号11番森委員、1番伊藤委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 無いようですので、次に日程第4、議案第1号、「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和元年12月20日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、千葉県千葉市に住所を有する方、申請人は、帯富に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、12月

10日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は宅地でありました。議案書3ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当の山村委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり12月10日に現地を確認したところ、市街地内にあり住宅が建っている状況であり、現況地目は宅地でありました。以上、報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和元年12月20日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の4件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、美園に住所を有する方。賃借人は、幕別町に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年4月28日に賃貸借されましたが、令和元年11月27日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、北町に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成23年3月1日に賃貸借されましたが、令和元年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、札幌市に住所を有する方。賃借人は、直別に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年12月1日に賃貸借されましたが、令和元年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意

解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書 8 ページをご覧ください。賃貸人は、愛牛に住所を有する方。賃借人は、下浦幌に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成 24 年 6 月 1 日に賃貸借されましたが、令和元年 11 月 27 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。なお、本件につきましては、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第 6 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に日程第 6、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を審議いたします。初めに番号 37 番、38 番、40 番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書 10 ページをご覧ください。議案第 3 号。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年 12 月 20 日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件 3 件、使用貸借案件 1 件でございます。

番号 37 番。貸主は、相川に住所を有する方、借主は、相川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑面積は、7 筆合わせまして 116, 172 平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和元年 12 月 23 日から令和 11 年 12 月 30 日までの 10 年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、解約地を貸与する。借主は、経営の規模拡大のためであります。

番号 38 番、貸主は、札幌市に住所を有する方、借主は、直別に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は 4 筆合わせまして 66, 384 平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年 12 月 23 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 10 年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲（継承）を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

議案書 11 ページをご覧ください。番号 40 番、貸主は、直別に住所を有する方。借主は、直別に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑及び牧場、面積は 63 筆合わせまして、385, 219. 84 平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、令和元年 12 月 23 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、

農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため、息子と使用貸借契約を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書13ページから15ページに3条番号37から38の位置図を、議案書17ページから20ページに3条番号40の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号37番について、地区担当委員長の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号37番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため貸借を締結する内容であります。12月10日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。続いて、番号38番並びに40番について、地区担当の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号38番及び40番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため、新たに貸借及び使用貸借を締結する内容であり、12月6日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは番号37番、38番、40番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号37番、38番、40番議は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、番号39番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号4番、石塚委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(石塚委員退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。番号39番、貸主は、材木町に住所を有する方、借主は、朝日に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、65,416平方メートルです。契約の種類は貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年12月23日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため。借主は、経営規模の拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条

項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書16ページに3条番号39の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して地区担当の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号39番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため農地を借り受ける内容であり、12月14日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号39号は、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、議席番号4番、石塚委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(石塚委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第3号番号39番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号、「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書22ページをご覧ください。議案第4号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。令和元年12月20日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農家後継者住宅の新築に伴う、農業振興地域からの除外1件の内容です。

番号1番、農用地区域内から除外する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、世帯が増え既存の住宅では手狭なことから、既存の住宅に隣接した本地に、農家後継者の住宅を新築するためであります。

選定用地につきましては、既存住宅及び施設に隣接しており、付近の土地、作物に被害を与えない最適地であり、おおむね15haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から745㎡を除外するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、除外によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、選定用地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められ、国

の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にもなっていません。以上により、選定用地は農業振興地域からの除外に係る要件を達成していると認められます。

農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用です。議案書27ページから32ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議の程よろしく申し上げます。

なお、本農業振興地域からの除外については、異議がなければ、農地転用に関する許可基準からみた意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出します。農業委員会からの意見書が提出されてから十勝総合振興局との事前協議がなされ、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て期間を経まして令和2年2月中旬に十勝総合振興局から協議回答をもらい、農業振興地域整備計画の変更が告示され決定となります。変更決定の後、申請者から農地法第5条の転用許可申請が提出されますので、令和2年3月の農業委員会総会に農地法第5条の転用許可についておはかりする予定となります。また、本件に関して意見照会とともに農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との事前協議が求められております。こちらにつきましても、先程説明しましたとおり、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当であるとの判断をいただきましたら、許可相当と認める意見・協議書を提出することになります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号、「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件につきましては売買1件の所有権移転案件と、賃貸借11件の利用権設定案件がありますので、分けて審議いたします。

それでは初めに所有権移転案件、番号22番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書34ページをご覧ください。議案第5号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。令和元年12月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書35ページより、ご説明申し上げます。売買案件1件、賃貸借案件11件の内容であり

ます。

番号22番。所有権の移転を受ける者は、幾栄に住所を有する方、所有権の移転をする者は、幾栄に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6筆合わせまして94,270平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和元年12月23日。対価の支払期限は、令和2年3月31日。土地の引渡時期は、令和元年12月23日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書38ページに番号22番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは番号22番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号22番は原案のとおり決定をいたしました。次に利用権設定案件番号23番から33番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書35ページをご覧ください。番号23番。利用権の設定等を受ける者は、美園に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、美園に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は3筆合わせまして14,934平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、令和元年12月23日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号24番。利用権の設定等を受ける者は、常豊に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、常室に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は10筆合わせまして、60,107平方メートル。実耕作面積は、57,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、令和元年12月23日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書36ページをご覧ください。番号25番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、土幌町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は10,724平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号26番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、千才町及び北町に住所を有する共有名義の方2名です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、42,473平方メートル、実耕作面積は、41,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23

日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号27番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、千才町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、50,510平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、令和元年12月23日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号28番。利用権の設定等を受ける者は、幾千世に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、稲穂に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は9筆合わせまして、112,855平方メートル。実耕作面積は110,655平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23日から令和6年11月30日までの5年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号29番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、苫小牧市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は、57,515平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書37ページをご覧ください。番号30番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、稲穂に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は3筆合わせまして、41,136平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号31番。利用権の設定等を受ける者は、直別に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、東山町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は7筆合わせまして、177,504平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23日から令和6年11月30日までの5年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号32番。利用権の設定等を受ける者は、厚内に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、東山町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は2筆合わせまして、21,581平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23日から令和6年11月30日までの5年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号33番。利用権の設定等を受ける者は、直別に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、札幌市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は11筆合わせまして、48,632平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月23日から令和6年11月30日までの5年間。賃貸

価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書39ページから52ページに番号23番から33番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは番号23番から33番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号23番から33番は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第9 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

○小川議長 次に日程第9、議案第6号、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○坂下事務局長 議案書54ページをご覧ください。議案第6号。農地利用最適化推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律第17条の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について、下記のとおり委嘱しないことの可否を決定したいので審議されたい。令和元年12月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

記、農地利用最適化推進委員を委嘱しない。理由、農業委員会の法令に基づいた審議への参加と利用調整など現場での業務は、農業委員が一体的に進める事が農地の利用調整や、担い手の育成において、合理的かつ円滑な対応が可能であるため。

参考のところをご覧ください。農業委員会等に関する法律の抜粋であります。第17条第1項では、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為と各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能する様にするために、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定していますが、ただし書きに委嘱をしないことができることとして2つ示されております。ひとつ目として、第3条第5項の政令で定める市町村、これは農業委員会を置かない市町村でございます。ふたつ目として、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村とされており。政令で定める基準では、ふたつの規定があり、ひとつ目は、農地法で規定をしている遊休農地に関する事項で、遊休農地が市町村内の農地面積に対す割合が百分の一以下（1%以下）であること。ふたつ目は、市町村内の農地面積に対して百分の七十以上（70%以上）が認定農業者等へ耕作等の事業に供されていることとされ、このふたつの条件に該当する場合には推進委員を置かないことができるとされており。これらを判断するにあたり、国からは、毎年実施している①農地法の施行状況等に関する調査における前年12月末での遊休農地数値、②担い手及びその農地利用の実態に関する調査における認定農業者等が供している農地面積数値、そして国が公表している耕地及び作付面積統計における農地面積数値でございます。本町におきま

しては、遊休農地数値は0ヘクタール、認定農業者等が供している農地面積数値は9,636ヘクタール。また、国が公表している農地面積数値は11,300ヘクタールで集積率85.2%となっており、本町農業委員会は農地の遊休農地率1%以下、農地利用面積の担い手への集積率は70%以上でこの基準を満たしており、ただし書きに規定する農業委員会であります。つきましては、先ほども理由として述べましたが、農業委員会の法令に基づいた審議への参加と利用調整など現場での業務は、農業委員が一体的に進めることが農地の利用集積、担い手の育成において、合理的かつ円滑な対応が可能であると考えており、浦幌町農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことしたいと考えておりますといたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれをもちまして第29回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時56分閉会